

## 越中守時代の大家持

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 森田, 悌 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/23396">http://hdl.handle.net/2297/23396</a>

## 越中守時代の相伴家持

森 田 悌

Otomo-no Yakamochi as the Governor of Echu-no-Kuni

Tei MORITA

(1)

最も著名な万葉歌人の一人である相伴家持は天平18年6月に越中守に任命され、天平19年に税帳使を帯び一時帰京するが、天平勝宝3年秋の除目で少納言に任命されるまで五年間越中守に在任し、高岡市伏木に所在した越中国府で地方官生活を送った。この間の家持に関わる事跡を正史たる『続日本紀』から知ることはできないが、万葉巻17～19にかけて日時を追い越中守時代の家持歌詠が収録されており、家持の動向を追うことが可能である。時代は藤原不比等の四子があいついで瘡癩に罹り死去したあとを受けて橘諸兄が太政官を領導し、その一方で光明皇后の崩崩をうけた藤原仲麻呂が台頭してくる時期に当り、墾田永世私財法が布告されるなど律令政治がそろそろ曲角を迎え、政界の動きがめまぐるしくなっていた。家持の動向もかかる政界の動きと密接しており、小稿では謂ゆる歴史史料のみならず国文学資料にも目配りし、八世紀の歴史に迫る一例として、論述してみたいと思う。

(2)

相伴家持が国守として越中へ赴任してくる天平18年の頃は、橘諸兄と藤原仲麻呂の対立が顕在化してくる時代とされ、家持の離京については北山茂夫氏の「政争にあけくれする都をはなれ」<sup>(1)</sup>とか、永戸恵美子氏の「複雑な政治的葛藤をはらむ宮廷生活からはなれて雪ふかい北陸の風土の中に身を置くようになった」<sup>(2)</sup>とみる見解が支配的であるが、都と越中との地理的な関係をそのまま歴史的な関係におきかえ政治的評価を下している趣があり、少なからず疑問があ

るように思われる。越中には家持が在越していたところ設置されたと思われる貴族や東大寺などの多数の墾田地があり、これらの墾田地設定に越中守たる家持が関わっていないということはありません。即ち越中守家持の動向も宮廷における政局の動きとの関連の中で捉えられなければならないと考える。

ここで天平末年から天平勝宝にかけて宮廷貴族らの関心を惹起し、また重大政治課題として解決を迫っていたのは、墾田開墾の気運でありまた東大寺大仏の建立であった。前者についてみると、天平15年5月に三世一身法の欠点を補うものとして墾田永年私財法が布告され、田地の開墾の積極的な奨励により、貴族はもとより地方豪族の開墾の気運はますます昂まり、謂ば八世紀における大開墾時代とも称すべき様相を呈していた。天平宝字に至り作られたものではあるが、同3年砺波郡石栗村官施入田地図の南辺に「奈良麻呂地」なる記載がみえ、橘奈良麻呂が墾田地を所有していたことが知られ、新川郡大藪野地開田地図の端書には笠朝臣養麻呂の名が見出せる。この他にも天平宝字3年および神護景雲1年の絵図14葉にはさまざまな中央官人層に属す人名が見出されるのである。隣国の越前国においては相伴麻呂、近江国においては具犬養八重の名が知られ、中央官人・貴族らの墾田が存在したことが窺知される。また天平宝字3年砺波郡伊加流伎野地開田地図端書には「伊加流伎野地沓佰町未開 東岡山、南利波臣志留志地、西神繼并故大原真人麻呂地、北寺田」とあり、在地豪族である利波臣志留志が墾田地を有していたことが知られる。志留志は天平19年に米3000石を東大

寺盧舎那仏の知識として献上し、無位から従五位下を授けられている。墾田永世私財法では位階により墾田地の面積制限をしており、無位→10町、五位→100町までもつことができたから、志留志の知識物献上の背景に叙階による墾田地制限枠の拡大をめざすということがあったと考えることが可能である。以上摘記した事実から、8世紀中葉のころ中央貴族ないし在地豪族層の人たちが、墾田獲得の欲求をもち、各地に墾田を設定していたことを確認し得るのである。

貴族・地方豪族の墾田所有欲求が高まる中で寺院のそれも高まっていた。天平18年5月庚申紀に、

禁諸寺競買百姓墾田及園地永為寺地、とみえている。これは寺院が貴族の開墾熱に刺激され、墾田等を競って買収するようになったため出されているのであろう。墾田所有の欲求は貴族・豪族にとどまらず、寺院にまで及んでいたのである。寺院の墾田所有を認めるようになるのは天平勝宝になってからで、同元年4月甲午朔紀の宣命の中に、

寺々々墾田地許奉、とみえている。この年閏5月には東大・大安・薬師・元興・興福寺に対して墾田地100町を勅施入し、更に7月に至って墾田地所有の上限を東大寺4000町、元興寺2000町、大安・薬師・興福寺各1000町と定めている。

この様な状況の中で天平勝宝元年5月5日に東大寺の占墾地の使僧平栄等が越中へ来赴している。平栄らの来越は4月1日寺々に対する墾田地奉入によるものであり、閏5月勅施入や7月の「墾田地限」を見越したものと思われる。越中守家持は平栄らを饗し次の歌を詠んでいる。

焼大刀を砺波の関に明日よりは守部遣り副へ君を留めむ (18-4085)

この来越により平栄らは伊加流伎野地、榎田村地、須加村地、鳴戸村地、鹿田村地、丈部村地、大藪野地の七箇所、合せて587町7段18歩の墾田地を占定している。このことは、「越中国諸郡庄園惣券第一」に右記した七箇所の地を記し「以前天平勝宝元年占定野地、且墾開如件」とあることから明らかである。「越前国足

羽郡司解」に、

以去天平勝宝元年八月十四日郡司判給大領外正五位下生江臣安麻呂、擬主帳无位槻本公老等、鷹山親父豊足已畢、以同年五月寺家野占寺使法師平栄、造寺司史生大初位上生江臣東人国使医師外従八位下六人部東人、郡司擬主帳槻本老等、寺家野占畢、とあることから、平栄らが隣国の越前で五ヶ月の間に足羽郡で寺地を占定していたことが知られる。墾田永世私財法の布告、4月1日勅書、7月乙巳勅書の宣示により寺家の墾田開発の気運も盛りあがってきていたのである。

この時代は国家的なレベルでの開発も推進されている。このことを考える上で重要な内容を含んでいるのが、天平勝宝3年の「近江国司解」(水沼村・霸流村開田図)である。

(裏端書)

「近江国□田地図 霸流□□庄 天平勝宝三年」

近江国司解 申墾開水田事

合一百町

(四村三) 水 □ + 町 □

霸流村七十 □ □ (後) □百三十歩 後二百三十歩

水沼村三十町

(雄力) 本領池山 墨田家島 西 百陸十分 山深坂西

(絵略図)

霸流村七十町

犬上郡五十三町四段一百三十歩

東百姓□分田 □渡興 南犬上郡与愛 □ 西正五位上東大薬宿祿、口北

愛知郡一十六町五段二百三十歩

西 大村寺田 南 大村寺田 □ 分田 西 築工海 北 愛智郡手大 □ (田領力)

(絵略図)

以前、被太政官□ □日符僭、奉今月十日 勅僭、□□諸国次官已上二人、専為主当令墾□水田□ □用正稅者、謹依符旨、□ □附朝集使正六位上□ □人申上、謹解

天平勝宝□ □「益人」

(兼) (中) 従二位行大納言□紫微令□衙大□□

藤原朝臣「仲麻呂」

従五位下行介熊□ □「百嶋」

従四位下行紫微少弼兼□衛士佐□ □



を民部省へ出し、民部省では美濃国に対して以上のことを指示し「国宜承知、准状施行」という省符を発給し、そこで美濃国では「依符旨行畢」ということになったのであろう。つまり勅旨田数并刈得稻数の報告がなされた後に、大納言の東大寺へ施入せよとの宣旨が出されたのである。この宣旨を承けて施入がなされたのであるから、施入された田は既墾地であり、開墾に東大寺は関わっていない。この墾田も国家の責任において開発された勅旨田で、既開後寺家へ寄進されたのである。

云うまでもなく勅旨には二様の意味があり一は天皇が渙発する公文書、他は天皇・太上天皇の意志の謂であるが、天平末から天平宝字にかけて勅旨儲仕丁・勅旨経・勅旨炭の如き用法がみられ、太上天皇や皇太后が個人的に必要なこととの意志を明らかにした一切の品物を表示する語としても使用されていた。天平勝宝年間の勅旨田も勅旨某に通ずる性格のものともみてよいであろう。天平宝字6年5月の頃孝謙太上天皇が恵美押勝一派に対抗するため内堅所と同時に勅旨省を創設したが、勅旨の迅速な執行を目指すとともに勅旨某の管掌を任としたことと考える。周知の如く勅旨田が盛んに設定されるのは平城朝から嵯峨・淳和・仁明朝にかけてであり、国費を財源に用い皇室用途に充てることを意図したが、天平勝宝年間の勅旨田も平安初期のそれと同様に公稲を財源にして開発され、天皇や皇(太)後の財政的基盤の拡充をねらったものと考えられる。「美濃国司移」にみえる勅旨田ないし「近江国司解」の中の勅旨田と思われる水田は、孝謙天皇の私的な財政基盤を意図したもののなのであろう。

天平神護2年10月20日「足羽郡少領阿須波東麻呂解申過状事」に

一預郡家佃勅旨御田陸町受漚寒江之沼水、

美濃公孫、  
美濃之末者、

とみえている。越前国足羽郡の勅旨田が東大寺の妨害により水不足となり不勤佃田となってしまったことに関する郡司過状であるが、この勅旨田も天平勝宝のころ先引「近江国司解」にみる官符の如きにより設定され、越前国司が公

稲・公水を用い開田に当り、その後国司管掌下で郡司が営田の任に就いていたのであろう。

『万葉集』巻十八に次のような歌がある。

縁檢察墾田地事、宿砺波郡主帳多治比部  
北里之家、于時、忽起風雨、不得辞去作  
歌一首

やぶなみの里に宿借り春雨に隠り障むと妹  
に告げつや(4138)

二月十八日、守大伴宿祢家持作

これは天平勝宝2年の作で、家持が墾田地檢察のため砺波郡へ出かけていることが判る。東大寺僧平栄が前年天平勝宝1年5月に占定活動を開始しているので東大寺の開墾を支援するための檢察活動かとも思われるが、藪波は先述した平栄占定七箇所のうちに入っておらず、越中国司主導による国家的開田と見做されるようで、近江・美濃両国の勅旨田と同種のものともてよさそうである。このように天平勝宝の前後には国家の責任において公費を投じ開墾が精力的に推進されていたのであって、貴族・豪族ないし寺社の墾田地獲得への気運の高まりがあり、官民ともに開墾に向っていたことが看取され、大開墾時代と称すのが相応しい様相を呈していたのである。

勅旨田の開墾・経営に国司が当るのは当然として、貴族や寺社の在地における開墾の場合も国司の介在が大きな意味をもったと考えられる。越中守家持は砺波郡藪波で墾田地檢察業務に就いていたが、貴族や東大寺田についても少なからず関与していた。次に節を改め、越中における墾田状況を家持との関連で考えてみたいと思う。

### (3)

天平宝字3年および神護景雲1年の東大寺越中国開田図をみると、橘奈良麻呂、大原真人麻呂、笠蓑麻呂、石川豊成・恵美比多比ら中央官人層の人たちの名前を記されている。いずれも東大寺墾田地の周辺に墾田地を獲得しているのだが、既に触れた奈良麻呂は天平宝字3年砺波郡石粟村官施入田地図の南辺に土地をもち、大原麻呂は砺波郡伊加流伎野地開田地図の端書に「西神窪并故大原真人麻呂地」と記され、笠蓑

麻呂は新川郡大藪野地開田地図の端書に、「北故笠朝臣藪麻呂地」とあり、石川豊成は神護景雲1年射水郡鹿田村墾田地図の端書に「西石川朝臣豊成墾田」、恵美比多比は同年砺波郡伊加留伎村墾田地図の端書に「西恵美比多比野地」とみえている。いずれも既墾地ないし野地であるが中央貴族が無媒介に京を離れた越中の地で墾田地を獲得し得たとは考えられず、越中国司を通じ進出の便宜を得ていたと想定してよいだろう。

奈良麻呂が石粟村に土地を得ていたことについて直ちに想起されるのは、家持が橘氏と親交があったことである。家持は早くから諸兄に親昵し、その息男奈良麻呂とも天平10年のころ黄葉の宴をともにするなど親しい間柄であった。

橘氏は越中守家持を通じ土地を獲得している可能性が大きいとみてよいだろう。『万葉集』巻18-4032~4035の題詞から、天平20年3月23日に諸兄の使者田辺福麻呂が来越していることが判る。この福麻呂の来越に関し様ざまな論議がなされているが、整理すると次の三つに分類可能である。

- ①政治的な意味をもつとみる、
- ②『万葉集』編纂に関わるとみる、
- ③墾田の用務、

①を詳細に説いた木本好信氏は、福麻呂は諸兄と家持との間の私的密事を帯びていたと論じ、翌月12日の元正太上天皇の崩御をとりあげ「諸兄らが後楯ともすがる元正太上天皇の不予を身近に、諸兄らは焦燥にかられていたとしても不思議ではない」と述べている。また氏は福麻呂が伝誦した巻18-4056~4062「太上皇御在於難波宮之時歌七首」を天正太上天皇の身に迫りくる死を意識しているものと理解しているが、最初の三首を挙げると、

堀江には玉敷かましを大君を御船榜がむと  
かねて知りせば（4056、左大臣橘諸兄）  
玉敷かす君が侮いていふ堀江には玉敷き満  
てて過ぎて通む（4057、御製）  
橘とをの橘八つ代にも我は忘れじこの橘を  
（4058、御製）

の如くで、見事な君臣和楽の雅会の雰囲気を伝

えていると云うべきで、仮に福麻呂が離京の時元正が病んでいたならば、川口常孝氏が述べる如く「このように照りかがやいた遊宴歌を披露するのは不謹慎であろう」と思われ、これらの歌は君臣和合の永続を願う怡楽の歌として響いており、そこには危機感・緊張感を見出すことは出来ないと考える。来越した福麻呂の行動をみても、来越中の福麻呂が関わる万葉4036~4043の題詞には「于時期之明日将遊覽布勢水海、仍述懐各作歌」とあり、4044・4045のそれには「廿五日、往布勢水海、道中馬上口号二首」、4046~4051のそれには「至水海遊覽之時、各述懐作歌」とあり、密会を帯びていたとするには余りに公然・遊興的に過ぎるのである。②の説は尾山篤二郎氏の著書にみえているが、大変な労力と日数を要する越中まで旅をして万葉編集の事に当るということは、考え難いと云わざるを得ないだろう。当時の官人がそれ程暇であったとは思われない。

私は矢張り③が首肯し得るのではないかと考える。福麻呂の来越をユリウス暦に直すと4月16日となる。丁度水稲播種の時期と一致する。福麻呂は主家の農地の農業指導のために来越するなり、橘氏のための墾田地獲得・管理を目的にして来赴したのではなかろうか。万葉4052には福麻呂の作として次の歌が採られている。

ほととぎす今鳴かずして明日越えむ山に鳴くとも効あらめやも

この歌から福麻呂は次の予定地へ出立しようとしていることが判り、家持と会うことだけが福麻呂の目的でないことを示唆している。福麻呂は主家のため農業指導や墾田地の獲得・管理を目的とし各地をめぐることを考えた方が自然である。

このように福麻呂の来越は営農・墾田の用務と考えられ、福麻呂の働きかけや国守家持の協力により橘氏の越中における墾田地は維持・管理され、石粟村の奈良麻呂地にも家持の影響が及んでいたとみてまず誤ないことを考えるのである。

以上福麻呂の来越に触れ、越中国開田地図中の奈良麻呂地と家持との関係を推論してみた

が、橘氏以外の他の中央貴族の墾田地に関して越中国司との関連を推定してよいだろう。大原真人麻呂の場合、その姓は天平11年4月甲子に高安王・桜井王・門部王・今城王らが賜ったもので、麻呂の大原真人内部における系譜関係は不詳だが、今城王=大原真人今城と家持が親交関係にあったことはよく知られており、おそらくその関係で麻呂も家持と交際するところがあり、それを通じ越中に墾田地を所有する便宜を得ていたと考えることができそうである。笠朝臣蓑麻呂の笠氏内における系譜も定かでないが、尾山篤二郎氏は蓑麻呂を万葉歌人笠麻呂の嫡男と推測し、笠麻呂が太宰府時代の大伴旅人と親交があったことに注目し、旅人一家持、麻呂一蓑麻呂という大伴、笠両氏の親子二代に渉る交流を想定している。根拠らしい根拠を欠いた推測以上でないが、笠氏の女性笠女郎と家持は恋愛関係にあり歌を贈っている事実もあり、笠氏と家持の密接な関係を考えてよいようであり、かかる関係を便宜とし蓑麻呂が家持守時代の越中で墾田地を入取していたことが推測されるのである。石川豊成の墾田地の場合は家持との関連を導くことはできないが一族の石川豊人が天平勝宝6年5月己酉に越中守になっているので、豊人の守赴任を介し獲得している可能性であろう。恵美比多比の伊加留伎村所在の土地は天平宝字3年の墾田地図にみえず神護景雲1年の地図にみえるので、天平宝字3年以後に獲得されたことが判るが、姓からみて恵美押勝の一族であることが確実であることに注目すると、天平宝字3年のころ越前国足羽郡糞置村開田地図の奥書に押勝息越前守恵美薩雄の下で介に任じていた阿部広人が天平宝字5年1月壬寅に越中守に就任していることが注意される。恵美薩雄の下僚国司として越前国司を勤務していた広人は押勝与党とみてよく、広人が正六位上から従五位下に昇叙された天平宝字5年1月2日に比多比=額も無位から従五位下になっている。二人の同時昇叙の背後には押勝の差金があったとみてよく、ともに押勝の係累・与党として相互に関連をもっていたと思われ、比多比の墾田地獲得の便宜を広人が提供していた可能

性は大きいのである。

以上から家持が守時代に橘奈良麻呂、大原麻呂、笠蓑麻呂らの墾田地の設定が行われ、石川豊成のそれは石川豊人の守時代、恵美比多比のそれは阿部広人が守として赴任して以降に占定された可能性が強いと推測され、中央京師における官人の動向が越中における墾田地設定に影響を及ぼしていることが看取される。家持も親昵していた橘家の人たちや親交のあった大原・笠氏らの人々に便宜を提供していたのである。家持は諸兄家人福麻呂との交流もあり、橘家と墾田地占定を介し格別の深い関係にあったことを推測させ、当時の政局動向を把握する時に枠組とされることの多い橘諸兄対藤原仲麻呂という図式にあてはめると、諸兄派→反仲麻呂派ということになりそうであるが、次にそのように解し得るか検討してみたい。

#### (4)

満5年の越中守在任を終えると家持は、天平勝宝3年7月少納言に任ぜられ、8月上旬に上京している。家持の越中守就任について『富山県史』は橘諸兄の布石の一として来越したと説き、米沢康氏は大仏造営をめぐる緊迫した時点において橘氏政権の信任に応えたものと評価している。越中守として墾田の用務で来越したと考えられる諸兄家人田辺福麻呂を歓迎していることや奈良麻呂墾田地の設定に関し媒介していると推測されることから、家持の赴任を諸兄の布石の一として理解し得るかの如くであるが、天平勝宝3年秋帰京とともに就任する官が少納言であることを考慮すると、諸兄派と断定するには躊躇せざるを得ないと考えられる。即ち少納言は太政官本部の判官として奏宣小事・鈴印伝符・飛駅函鈴を管掌するとともに侍従の員内にあり、常侍・規諫・拾遺補闕をも任としていた。時の天皇孝謙の近側に侍すことになるわけで、孝謙女帝が好感をもっていた官人が登用されたことと思われ、孝謙と大納言藤原仲麻呂ないし宮廷内で権威を振っていた光明皇太后は共に不比等の子孫で密月関係にあったから、家持は仲麻呂ないし光明の推挽に与かったと考えら

れるのである。即ち早くから橘大臣家に入ったりしていた家持は諸兄の好意を得る一方で、仲麻呂からも相当の目を掛けられていたことになる。因みに太政官本部を構成する職員として仲麻呂が就いていた大納言は家持が就任した少納言の直属の上司であった。万葉20-4294左注に、

右、天平勝宝五年五月、在於大納言藤原朝臣之家時、依奏事而請問之間、少主鈴山田史土麻呂、語少納言大伴宿祢家持曰昔聞此言即誦此歌也、

とあるのは、職務上家持が上司仲麻呂家へ請問しているに過ぎないと解釈可能であるが、上下司という間柄であるにしても両者間の和やかな雰囲気を感じることができそうである。

最初に述べたように天平末年は東大寺大仏造営が重要政治課題として宮廷貴族に解決を迫っており、聖武・光明はもとより諸兄・仲麻呂を含む全公卿におしかかっていた。後に謀事をおこした橘奈良麻呂が仲麻呂の無道として造東大寺を挙げたところ、直ちに汝の父の時に始まったことではないかと反論され、「辞屈シテ服」したという。大仏造営に収斂する造東大寺事業は「人民辛苦シ、氏々ノ人ヲモ亦是レヲ憂トナス」ものであり、国家財政を傾け人々の生活を圧迫する態のものであったのであるが、諸兄ないし仲麻呂の一方が推進し他がそれに消極的であったということではなく、全公卿にとり解決すべき課題だったのである。抑々仏教信仰に厚かった聖武と光明が東大寺一大仏造営に積極的だったのであるから、左大臣諸兄は当然のこととして、光明の信任をうけている仲麻呂にしても造東大寺事業や大仏造営にコミットするのは当然であった。天平21年大仏に塗る黄金不足が問題になっていた時、陸奥国から貢金が伝えられ宮廷は喜びに湧くが、その喜びを宣布する『続日本紀』天平21年4月1日条詔書に接すると越中守家持もそれを言寿ぐ長歌を作り、天皇への忠節を誓っている。実を云うと4月1日詔書には「大伴佐伯宿祢ハ（中略）祖トモノ云ヒ来ク、海行カミホツク屍、山行カバ草ムス屍、王ノヘニコソ死ナメ、ノドニ死ナジ、ト云ヒ来ル人ドモトナモ聞コシメス」とあり、大伴・佐

伯両氏を称揚し、家持も長歌で、「海行かば水浸く屍、山行かば、草むす屍し、大君の辺にこそ死なめ、顧みはせじ」なる語句を詠みこんで応答しており、聖武・光明ないし宮廷上層部と家持との関係は頗ぶる良好であったと云い得る。当時家持は30歳そこそこの若年国司であったが、名門佐保大納言家の出で注目される位置にあり、諸兄のみならず、聖武・光明・仲麻呂らとも通じていたのである。

家持が光明や仲麻呂らに目を掛けられた原因として、それなりの勢力を有する大伴大納言家の嫡流だったということが考えられるが、それのみで説明できないことも確かである。私はここで長期に渉る越中守在任中の事跡が考慮されるべきだと考える。先述した如く天平末年家持が越中へ赴任した頃は造東大寺一大仏造営が焦眉の課題となっていたが、事に当たる造東大寺司の財政基盤の拡充が求められていた時期でもあった。東大寺の奴婢や墾田の買得集中の傾向がこの頃からみえ始め、それには左大臣諸兄が与かっていたことは当然として仲麻呂も積極的に推進しているのである。因みに仲麻呂は天平18年7月近江守として東大寺に対する奴婢五人の買進を命じ、天平勝宝元年には諸国に対し容貌端正な奴婢の貢上を令し、封5000戸および水田1万町を東大寺へ施入する聖武天皇天平勝宝1年閏5月20日勅は左大臣諸兄および右大臣藤原豊成・大僧都行信の連署を伴っている。ところで既述した如く家持は天平勝宝元年5月に墾田のことで来越した東大寺僧平榮を饗応していた。平榮は短期間に七箇所の庄地占定を完了しているのであるが、守家持の協力によるところ大であったとみてよいだろう。家持が守として開墾のことに精励していたことは既引万葉4138の歌から判るが、東大寺田の占定・経営に関与し、多分に協力的で、光明・仲麻呂らの受顧を得るに至っていた、ということが考えられると思う。

家持の越中守の勤務ぶりについて川崎庸之氏は「必ずしも専ら意を民政に用いるという型の人ではなかったようである」と述べ、坂本太郎氏は「どうひいき目にみても、とくに国守とし

て能吏であったとは思われない。かといって、酷吏でもないし、とくに怠慢であったやうでもない」と論評している。家持の勤務ぶりは余り評価できないとする論評であるが、他方弥永貞三氏は「家持は当時の法律学に並々ならず教養をもっていたことが知られ、(中略)業務に熱心な実務家であった」と評し、北山茂夫氏は「吏務をないがしろにしない性格」と述べている。川崎・坂本氏の如き評価はかなり一般化している見方であるが、私は両氏の見方は歌人であるということから導き出されている印象的判断で、後者の見方に依るべきだと考える。当時の貴族らの関心をうけて家持は墾田地のことに意を注ぎ、東大寺田の獲得・経営に努め、それにより光明・仲麻呂の引継を受けるようになったと考えることができそうである。満五年という長期にわたる越中守在任も拡充をめざす造東大寺司に協力し、成果をあげていたからではあるまいか。橘氏の信任に応えることは勿論、仲麻呂らの意向にも適ったということである。

ここで越中国と同時に東大寺墾田が設定された隣の越前国の天平後半の国守補任状況をみると、

天平17年9月	佐味虫麻呂任官
天平18年6月	藤原宿奈麻呂任官
天平18年9月	大伴駿河麻呂任官
天平19年11月	茨田王任官

の如くで、交替が頻繁に行われている。これについて志田淳一氏は八世紀越前国が軍事的・経済的に重要視され、藤氏と橘氏間の政争を反映し自派の布石としようという動きがあった中でめまぐるしい交替が出来たと考えている。しかし越前に並ぶ重要国である関国伊勢の場合、

天平17年2月	佐伯毛人任官
天平宝字7年1月	石川名足任官
天平宝字8年10月	藤原小黑麻呂任官

美濃国では、

天平17年2月	大伴兄麻呂任官
天平勝宝2年5月	藤原千尋任官
天平勝宝5年4月	大伴犬養任官
天平宝字3年5月	恵美訓儒麻呂任官

となっており、さほど頻繁な交替となっていない。志田氏は越前では最初藤原氏派の虫麻呂・宿奈麻呂がつき、次いで橘氏派駿河麻呂・茨田王の二代がつづいたと解しているが、藤橘の攻争に起因するとするならば、まず藤原派が二代就き、つぎに橘派が二代守となるのは少なからず不自然であり、越前守の頻繁な交替を藤橘の争いに因るとするのは無理であろう。

私には、天平末年において諸兄と仲麻呂の攻争を強調する見方に十分な論拠があると思われない。諸兄と仲麻呂の間に直接的な血縁関係はないが県犬養三千代・藤原不比等を介し両者が親しい間柄であったことは容易に推測され、年齢的にみると二十歳程の開きがあり、諸兄と仲麻呂が対等に張りあったというような状況は想定しにくいように思う。仲麻呂が狷介な性格を有してしたことは、まず誤ないところであるが、諸兄は仲麻呂の台頭に直ちに敵意をもって対抗するのではなく、穏やかに処していたという趣が感じられるのである。野村忠夫氏は献物叙位の動向から天平勝宝元年を境に諸兄から仲麻呂へ政権が交替したと論じている。確かにこの年の8月を境に献物叙位は急速にみられなくなっており、推進派の諸兄から反対派の仲麻呂へ政権が移ったとする現解は説得的であるが、政策の違いと政権の交替とは必ずしも直結しないだろう。仲麻呂の貢献叙位に対する批判的政論が宮廷上層部で支持を得るようになったにしても、人事等において諸兄が権力を喪失し、仲麻呂の専権体制が築かれたことにはならないと考える。この当時の最大の政治課題である大仏造営との関係をいえば、諸兄・仲麻呂ともに協力的で、本質的な対立があったとは云えない。

このように考えてくると、越前守の問題を諸兄と仲麻呂の対立という枠組の中に入れてしまうのは適切でなく、まずはその様な枠組をとり払って考える必要がありそうである。ここで越前国内の状況をみると、早くから畿内勢力の進出が及んでいたようで、天平5年山城国愛宕郡計帳によれば行先の知られる全逃亡者32人のうち17人が越前国へ流入しており、その様な人たちを受けいれているということは、それなりの

先進地帯であったことを示唆すると云ってよいだろう。因みに岸俊男氏は、越前平野には畿内・近江などに等しい整然とした条理制が布かれていることを確認し、「奈良時代においてすでに高度に開発され、畿内につぐ極めて重要な経済源」となっていたと述べている<sup>96</sup>。先進地帯であるだけに天平末年に至っての大規模な東大寺墾田地の設定には少なからず無理が生じ、支援に当る国司の手腕が問われる事態ともなり、成果をあげ得ない国守の交替となったのであるまいか。後年となるが弘仁14年越前国から加賀国分立を指示する官奏では、分立を必要とする自然地理的条件とともに「郡司郷民任意侵漁、民懷免屈路遠無訴、不堪酷逃散者衆」を云い、「本号難治」と指摘している<sup>97</sup>。かかる難治状況は一朝一夕に始ったことでなく、かなり以前からあったとみてよく、八世紀において想定することに無理はない。私は、難治一國守の対応不十分が越前守の頻繁な交替の原因であり、それに対し越中は比較的安定し、かつ守家持が適切な吏務を行い、東大寺墾田の開発等、中央政府の要望に応えることができたので、長期在任となったと考えるのである。かく考えることから、家持の動向を諸兄対仲麻呂という図式の中で把えるのは当らず、諸兄のみならず、仲麻呂らの期待する吏績を挙げていたと結論できると思う。

天平勝宝3年に帰京すると家持は少納言につき、次いで兵部少輔・同大輔を經、右中弁という要職に就いている。能吏かつ仲麻呂の覚えが目出たかったと云わざるを得ない官歴である。尤も天平宝字2年6月には因幡守に転じ、志に反する官に就いている。恐らく体質的に家持と仲麻呂には相い容れ難いところがあり、反目するようになっていったのであろう。天平宝字年間に入ってからの家持と仲麻呂の対立顕在化はよく知られているところで、小稿で論述する必要はない。小稿では、越前守時代の家持をとりあげることを意図し、諸兄対仲麻呂という枠組が有効でないこと、家持は諸兄に親昵する一方で当時の政府の要求にかなう吏務実績をあげ、仲麻呂の引級にも与かっていたことを考えてみ

た。

注

- (1) 北山茂夫『日本古代政治史研究』「天平末葉における橘奈良麻呂の変」。
- (2) 永戸美恵子「伴家持」(『日本人物史大系』第一巻所収)。
- (3) 『統日本紀』天平19年9月乙亥条。
- (4) 『統日本紀』天平勝宝1年間5月癸丑条、7月乙巳条。
- (5) 『寧楽遺文』所収。
- (6) 『寧楽遺文』所収。
- (7) 藤井一二『初期莊園史の研究』。
- (8) 『寧楽遺文』所収。
- (9) 角田文衛『律令国家の展開』「勅旨省と勅旨所」。
- (10) 拙著『平安時代政治史研究』「平安初期政治の考察」。
- (11) 『寧楽遺文』所収。
- (12) 『万葉集』巻八-1591。
- (13) 木本好信「天平廿年三月の田辺福麻呂訪越について」(『駒沢史学』36号所収)。
- (14) 川口常孝「田辺福磨論」(『語文』36輯)。
- (15) 尾山篤二郎『伴家持の研究』。
- (16) 『統日本紀』同日条。
- (17) 『万葉集』巻三395~397。
- (18) 『統日本紀』同日条。
- (19) 『統日本紀』同日条。
- (20) 『統日本紀』同日条。
- (21) 太政官制については拙著『日本古代律令法史の研究』「太政官制と政務手続」。
- (22) 『統日本紀』天平宝字1年7月庚戌条。
- (23) 『万葉集』巻十八-4094。
- (24) 岸俊男『日本古代政治史研究』「東大寺をめぐる政治的情勢」。
- (25) 『寧楽遺文』宗教編。
- (26) 川崎庸之『記紀万葉の世界』「伴家持」。
- (27) 坂本太郎『日本古代史の基礎的研究』上「万葉集と上代文化」。
- (28) 弥永貞三『日本古代の政治と史料』「万葉時代の貴族」。
- (29) 北山茂夫『伴家持』。
- (30) 以下越前・伊勢・美濃三国の守補任状況は『統

日本紀』による。

- ③1 志田淳一「古代における北陸について」(『駿台史学』10号所収)。かかる志田氏の論点は米沢康『越中古代史の研究』や『富山県史』で採用されている。
- ③2 橋氏が藤原氏の圧迫に対抗して事を挙げようとしたことを示す例として天平宝字元年7月庚戌紀があげられ、奈良麻呂が天平17年聖武が不予になった時や同21年・天平勝宝8年に事をおこそうとしたことが指摘されている(木本好信前掲論文参照)。しかしここでは奈良麻呂のことを云っても諸兄のことを云っておらず、若い奈良麻呂のはね上りの言動に終始していたのであって、諸兄は動いていなかったと考えられる。天平宝字1年の奈良麻呂の乱にしても十分な準備の上での行動とはいえ、太政官院で謀議するなど軽率な振舞が多く、奈良麻呂の跳ねあがりの行動という側面が強い。天平宝字1年6月甲辰条によれば、天平勝宝7年に大臣祇承人佐味官守が大臣飲酒して言辞無礼に及んだことを訴えたことと記されているが、諸兄の言は飲酒の場での無責任な発言をつかまれたもので、仲麻呂=孝謙に対し不満はあったとしても、謀反ということまで考えていたかは疑問なのではあるまいか。
- ③3 野村忠夫「猷物叙位をめぐる若干の問題」(『日本古代の社会と経済』下所収)。
- ③4 岸俊男 前掲書。
- ③5 加賀立国当時の越前国の状況については拙著『日本古代の政治と地方』「加賀立国の前後」参照。